

議員各位

まちづくり協働部長

下記のとおりお知らせします。

提供年月日	令和7年9月12日
担当部署	まちづくり協働部 まちづくり協働課
担当者名	所属長：小川 卓史
連絡先	直通 077-561-2324
	内線 2250

新矢倉町会館建設地における地中埋設物について

【1. 案件概要】

新矢倉町会館建設地（新矢倉まちづくりセンター駐車場用地と新矢倉町会館建設地の交換契約に基づき、令和7年6月20日に市から引渡済）において、令和7年8月8日に町会館の建設（発注：矢倉町、施工：（株）巴建設）にあたり掘削をされていたところ、コンクリート塊などの地中埋設物が発見されました。

町会館や矢倉まちづくりセンターの工事を遅延させることは避けたいとの矢倉町の意向により、地中埋設物の処理やそれに伴う追加費用について町会館整備の中で対応されます。

一方で、数か月前まで所有者であった市側の責任等については、民法562条や土地交換契約の規定に基づく契約不適合責任に該当するため、損害賠償請求に向けて詳細の協議を進めます。

【2. 今後の予定】

令和7年12月 矢倉町から市への損害賠償請求

令和 8 年 2 月 2 月定例会に損害賠償に関する議案を提出



※矢倉まちづくりセンター整備においても、地中埋設物が発見された場合は、契約金額や工期へ影響を及ぼす可能性があります。